

ファイナンシャルプランナーより、
お役立ち情報をお知らせいたします

F P 通信

2021年8月 第30号

発行

ベイヒルズ 税理士法人

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階

TEL:045-450-6701 FAX:045-450-6706

HP: <https://www.bayhills.co.jp>



ご存知ですか？火災保険のこんな補償！！

近年、台風や豪雨などによる災害が多発し、火災保険の重要性が再認識されています。火災保険の加入率は約82%となっておりますが、意外と補償内容を知らないで契約している方が多いようです。ここでは火災保険の補償についてまとめてみました。

火災保険とは？

火災保険とは、損害保険の一種で、火災等の災害が発生した際、建物や家財が補償される保険になります。

例えば、火災が発生した場合、多少のぼやであればまだ良いですが、半焼や全焼した場合は建物も家財も燃えてしまうので、かなりの被害金がかかってしまいます。火災保険に入っておけばこれら経済的リスクを回避することができます。

補償対象は建物・家財

対象は建物と家財に分かれます。火災保険の種類によって補償範囲が違うので、注意が必要です。

	補償範囲
住宅火災保険	建物のみ
住宅総合保険	建物+家財

※家財とは、衣服、家具、家電製品等の建物以外のモノ

ちなみに、住宅火災保険は金額が割安ですが、補償範囲が弱い部分があるため、近年では住宅総合保険に加入するのが一般的になってきています。

火災以外の補償内容

火災保険は火災だけに使われると思いがちですが、実は火災以外に台風、落雷、風害、水害、水漏れ、浸水、雪害、ひょう等の自然災害で建物や家財が破損した場合でも、補償の対象になります。また、住宅総合保険には「盗難」や「落下物」も含まれています。

ただし、経年劣化では保険金を受け取ることができないのでご注意ください。



模様替えでうっかり

模様替え中などで重いものをうっかり落として床に大きな傷がついてしまったというような場合、火災保険の「不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）」で補償を受けることができる場合があります。

不測かつ突発的な事故とは？

不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）とは事前に

予測して防ぐことができず、突発的な事故によって建物や家財を破損・汚損させてしまった場合に保険金を受け取れるというものです。例えば、よろけてガラス戸にぶつかり、ガラスを割ってしまったという場合や、子供がおもちゃを投げてテレビの液晶が割れてしまった場合などにも補償を受けられる可能性があります。

	建物	家財
火災、落雷 破壊、爆発	隣家が火災になり、自宅にも延焼してしまった！	家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまった！
風災、 雹災、雷災	台風による強風のため屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまった！	台風による強風で窓ガラスが割れてしまい、窓から風雨が吹き込み、室内の家具が壊れてしまった！
水ぬれ	水道管の破損によって、天井や壁紙が汚れてしまった！	排水管の破損によって、テレビが水をかぶって壊れてしまった！
盗難	泥棒が家に侵入した際にガラスを割る等、建物に損害が発生してしまった！	空き巣の被害にあい、電化製品を盗まれてしまった！
水災	豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊してしまった！	豪雨により床上浸水となり、電化製品が壊れてしまった！
破損、 汚損等	ソファを移動していた、窓ガラスを割ってしまった！ 専用水道管が凍結により、破損してしまった！	子供同士が遊んでいてテレビにぶつかり、画面が壊れてしまった！

保険を使っても掛金が上がらない

自動車保険等は保険を使うと保険料は上がってしまいますが、**火災保険は保険金を何度請求しても保険料は上がりません。該当することがあれば何度でも受け取ることができます。**

補償内容に含まれているか確認しましょう

不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）が補償内容に含まれていない場合は当然ながら補償を受けることはできません。保険料を安くするために削ることが検討される補償項目なので、補償内容に含まれているのかよく確認する必要があります。

現在と将来のお金のことを考えてみませんか。気になることがある方は、お気軽にファイナンシャルプランナーまで、お問合せ下さい。
連絡先：045-450-6701 兒玉